

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 ほか1名

「補足説明に先立ち確認させていただきたい事項」に対する回答書

平成30年5月12日

東京地方裁判所民事第2部合B係御中

原告訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之 ほか

1 被告国「補足説明に先立ち確認させていただきたい事項」の概要

被告国の「補足説明に先立ち確認させていただきたい事項」(以下「被告国書面」という。)は、要するに、原告提出の平成30年5月7日付準備書面(31)及び書証に記載のない事項が原告の口頭説明資料に含まれていることを指摘するものである。

2 準備書面記載の事実以外主張できないわけではないこと

しかしながら、民事訴訟法は口頭主義を採用し、書面を口頭主義の補完として位置づけている(民訴法87条, 161条1項参照)。

同法161条3項によれば、「相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面…(略)…に記載した事実でなければ、主張することができない」とされており、この反対解釈からも、相手方が在廷していれば準備書面に記載した事実以外の事実を主張することも許されることが分かる。

また、原告も、準備書面に記載した事実と全く別異の主張を口頭弁論期日において突如として行おうというのではなく、説明資料のタイトルにもあるように、「準備書面の補足説明」として行うものである。「補足説明」とは、単なる要約ではない。原発訴訟においては、争点も膨大になり、あるいは各争点において専門技術的な内容に踏み込むものも多いことから、準備書面の記載のみでは裁判所の理解が不十分になりかねないとする点について、まさに「補足して」説明するものである。その目的は、あくまでも裁判所の理解を助け、充実した審理をしていただくことにある。このような性質を有する口頭説明に対し、「準備書面・証拠に記載がない」という一事をもって制限を加えることは、訴訟の充実した進行を妨げる結果となる。

このような観点からも、原告の口頭説明は制限されるべきではない。

3 説明資料も証拠として提出すること

また、被告国は、書面・書証に記載のない事項という点を非難するようであるが、原告としては、本説明資料も証拠として提出するので、このような批判は当たらない。

4 各点に対する個別的な回答

以上の原則を踏まえつつ、被告国主張の各点について個別に回答する。

(1) 24頁「国民の意識（NHKの世論調査）」

表に記載されている数値は、準備書面（31）の第3の4(7)に記載した事項並びに甲64号証及び甲65号証に記載された事項から演繹的に導かれる数値であり、まさに、原告の主張を分かりやすく補足するものである。何ら制限されるいわれはない。

(2) 28頁「立証責任 - 2段階構成の不合理性」

資料に記載されている点は、準備書面（31）の第4の2(1)に記載されている部分を敷衍したものであり、補足説明の域を出ない。

資料に記載されている立証命題は、「i 基準が不合理でないこと」及び「ii 行政庁の判断に不合理な点のないこと」であるところ、準備書面（31）には、立証命題として、「原発の安全性に欠ける点のないこと（=A）」と記載している。資料において前記のとおり記載した理由は、①例えば広島高裁決定などにおいて、事業者が立証すべき「原発の安全性に欠ける点のないこと」（＝「具体的危険の不存在①」）は、「基準の合理性」「基準適合判断の合理性」によって代替できると判示されているため、少なくとも広島高裁決定は大きな差異がないものと考えていること、②本項で述べたかった重要な点は、2段階構成が不合理であるということであり、立証命題がなんであるかは重要ではないこと、③函館地裁判決においては、「基準の合理性」「基準適合判断の合理性」が問題とされていることから、立証命題の内容に拘泥すると、かえって説明が分かりにくくなるため、函館地裁判決の方に平仄を合わせたことなどである。

補足の域を出ないものであり、制限されるいわれはない。

(3) 32頁「安全性の程度①」

「料理のたとえ話」は、第3の4(1)ないし(5)を踏まえた第4の3(1)に関する補足的な資料であり、補足の域を出ない。

「裁判所は、科学的学説の是非を判断する必要はなく、そのような判断であれば、行政庁の専門技術的裁量に一定の配慮を行いつつ、司法が積極的に安全性判断を行える」という主張は、原告が従前から行っていたところであり、「料理のたとえ話」は、これを科学技術社会論も踏まえて再構築したものであって、函館地裁の裁判において住民側が提示していた準備書面（31）記載の具体的基準（①ないし③の基準）も、これを踏まえたものである。まさに、原告の主

張を分かりやすくするための補足的な図であり、制限されるいわれはない。

(4) 34ないし35頁「安全性の程度①」及び36ないし37頁「安全性の程度①」

京都地裁判決及び鹿児島地裁決定の要旨は、準備書面(31)には必ずしも記載していないが、原告が主張する安全性の程度を補強するものとして、本準備書面に関連し、本準備書面に記載した事項の理解を助けるものである。

原告としては、あくまでも準備書面(31)に関連する事項であって口頭説明をする必要性が認められると考えるが、この点については、改めて書面で補足する予定である。その際に改めて口頭説明の機会が与えられるのであれば、本期日において強いて説明を行うことまではしない。

(5) 51頁「原告らの主張③」

図は、準備書面(31)の第5の5(2)に記載されている内容を分かりやすく図解したものであり、まさに補足説明そのものである。

制限されるいわれはない。

(6) 53頁「原告らの主張③」

図及び主張は、準備書面(31)には必ずしも記載されているものではないが、図については、既に本件訴訟において2016年7月14日口頭弁論期日における口頭説明資料の中に示したものであるし(24枚目)、主張についても、平成29年11月8日付準備書面(28)第3の2において既出なのであって、これを函館地裁判決との関係で再度述べるものにすぎず、何ら制限されるいわれはない。

被告国は、揚げ足取りのような意見を述べる前に、原告の準備書面の内容をよく精査すべきである。

(7) 54頁「原告らの主張③」

主張は、準備書面（31）の第3の3(2)及び第5の7(2)に記載した内容を敷衍したものであり、補足説明の域を出ない。

原告は、準備書面（31）の第3の3(2)において、「函館地裁判決は、個別の争点において、具体的審査基準のどのような部分が、確立された国際基準にどのような意味合いにおいて整合しているのか明らかにしておらず、そもそも自らが定立した基準に沿った当てはめができていない」「このような判断を行うためには、事前に、争点整理の段階で、よほど意識的に、具体的審査基準のどの部分が、どのような国際基準の、どのような考え方に違背するのかを明確にしておき、判断が主張と食い違うことがないようにする必要がある」と記載している。

説明資料54頁の主張はこれを敷衍したものにすぎず、補足説明の域を出ていない。

何ら制限されるいわれはない。

以上